

議案第 14 号

和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市子ども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

和光市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づき、和光市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。 （定義） 第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法、児童福祉法及びこども基本法において使用する用語の例による。 （所掌事務） 第3条 支援会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) (略) (2) 児童福祉法第8条第3項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項 (3) <u>こども基本法第5条に規定する事項</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、こどもの福祉に関する事項</u> （組織） 第4条 支援会議は、委員<u>20人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) <u>こども・若者（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。）</u> (2) <u>こどもの保護者</u> (3) (略) (4) <u>こどもの福祉に関する事業に従事する者</u> (5) <u>こどもの教育活動に従事する者</u>	（設置） 第1条 <u>子どもの福祉に関する事項を調査審議するため</u>、和光市子ども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。 （定義） 第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）において使用する用語の例による。 （所掌事務） 第3条 支援会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 (1) (略) (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項の規定により児童福祉に関する審議会が調査審議する事項その他法令の規定により当該審議会の権限に属する事項 (3) <u>前2号に掲げるもののほか、子どもの福祉に関する事項</u> （組織） 第4条 支援会議は、委員<u>17人</u>以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) <u>子どもの保護者</u> (2) (略) (3) <u>子どもの福祉に関する事業に従事する者</u>

<u>(6) こどもの福祉に関する市内の公共的団体等を代表する者</u> <u>(7) こどもの福祉に関し学識経験を有する者</u> <u>(8) 情報の分析及び統計に関し学識経験を有する者</u> <u>(9) 地域福祉の業務に従事する者</u> <u>(10) こどもの権利擁護に関し知識経験を有する者</u> <u>(11) (略)</u> (任期) 第5条 委員<u>(前条第2項第1号に掲げる者を除く。)</u>の任期は、<u>3年とし、前条第2項第1号に掲げる者の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、委員の任期は、市長が必要と認めるときは、3年を超えない範囲内で市長が別に定める期間とすることができる。</u> <u>3 (略)</u> (部会) 第8条 (略) 2・3 (略) <u>4 部会委員の組織及び任期は、規則で定める。</u> 5～8 (略)	<u>(4) 子どもの福祉に関する市内の公共的団体等を代表する者</u> <u>(5) 子どもの福祉に関し学識経験のある者</u> <u>(6) 情報の分析及び統計に関し学識経験のある者</u> <u>(7) (略)</u> (任期) 第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>2 (略)</u> (部会) 第8条 (略) 2・3 (略) <u>4 第5条の規定は、部会委員の任期について準用する。</u> 5～8 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の和光市子ども・子育て支援会議条例第5条及び第8条の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱される委員及び部会委員の任期について適用し、同日前に委嘱された委員及び部会委員の任期については、なお従前の例による。

令和7年2月20日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

こども基本法第11条の規定に基づき、対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。